

平成30年8月24日

お得意様各位

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V 相続税申告書・財産評価等のネット更新について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

平成30年以降用相続税申告書、財産評価プログラムが完成しましたのでお知らせ致します。

ネット更新は、平成30年8月28日10:00より可能です。

詳しくは、同封の資料を参照の上、更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)及びご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願い致します。

取扱説明書

<http://www.ss.tatemura.com/> より確認できます。

案内資料

- ・ System-V ネット更新作業手順及びバージョンNO. 一覧表 1～2
- ・ 相続税申告書プログラム 更新内容 3～4
- ・ 財産評価プログラム 更新内容 5～6

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00～12:00 PM1:00～3:30)
FAX 042-553-9901

以上

プログラム等のネット更新をご希望のお客様には、弊社システムに更新があった場合マルチウィンドウ端末起動時に以下のメッセージを表示するようになっております。

プログラム更新 ○○ 個のファイルが新しくなっています
1000番の4で更新できます

*** 以上を読んだら Enter を押してください ***

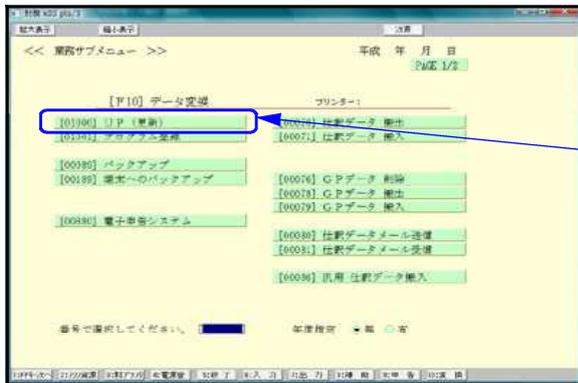
また、同時に更新内容につきましては、あらかじめご登録いただいているメールアドレスに更新のお知らせを送信致します。

上記メッセージを表示した場合、System-Vの更新(サーバー側)及び電子の環境更新(各端末側)がございますので、以下の作業手順に従って更新作業を行って下さい。

※今回はSystem-Vの更新(サーバー側)のみです※

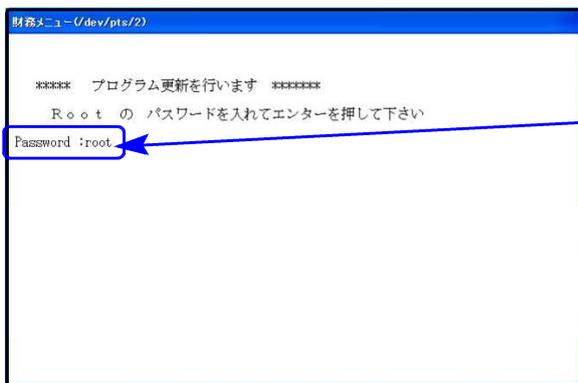
サーバーの更新方法

- ① [F10]データ変換より、[1000]UP(更新)を選択します。



初期メニューより [F10] データ変換を選択します。[1000] UP(更新)を呼び出します。

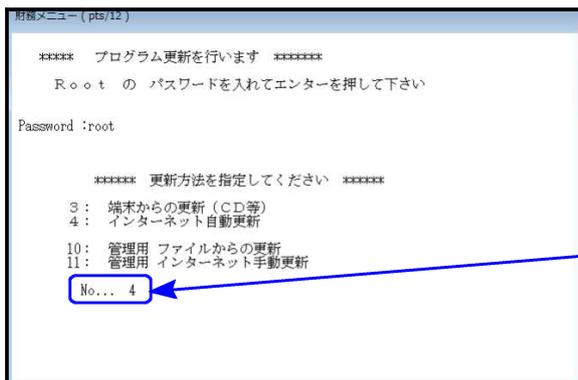
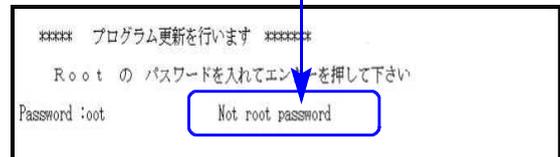
[1000] Enter を押します。



- ② 左図の画面を表示します、

Enter を押します。
(rootは入力しません)

root は消さないように注意して下さい。
※パスワードを消した場合エラーを表示します。



- ③ 左図の画面を表示します。

『4』インターネット自動更新を選択します。

4 Enter と押します。

```

財務:V32 pts/19
***** プログラム更新を行います *****
Root の パスワードを入れてエンターを押して下さい
Password :root

***** 更新元を指定してください *****
1 : ホストサーバの フロッピー
2 : ホストサーバの CD
3 : 端末の FD/CD
4 : インターネット更新
5 : ファイルからの更新
No... インターネットで更新できるか調べています
Check host= www.tatemura.co.jp/loginck.html Next
Check host= taml.net/loginck.html Next
Check host= www.tatemura.net/loginck.html 4
Find listURL http://www.tatemura.com/cgi/lxlist.cgi
Check host= www.tatemura.com/cgi/lxlist.cgi Find Data
FileCheck from http://www.tatemura.com/cgi/prdown/tub80/download.cgi 4

```

④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ち下さい。

転送作業は全システムを見比べ、差分をインストールしております。インターネットの環境にもよりますが、『10～20分』かかります。

```

財務:V32 pts/19
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:40 GMT
Server: Apache
Check: ccc9c1d1bc509049385dea0aa9od3d20
Content-Length: 494713
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin
8
種別情報ファイル をインストールします[y/n/a/!]? ...A
HTTP/1.1 200 OK
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:42 GMT
Server: Apache
Check: 004737b4004f727c8ed87d62b3c4b63e
Content-Length: 12133
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin
3
G/Pの初期値 をインストールします[y/n/a/!]? ...A
0
***** ○○ ファイルを更新しました *****
F 5 を押してください

```

⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。

⑥ **F 5** を押して更新画面を終了します。

⑦ サーバーを再起動して下さい。

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは **F 9** (申告・個人・分析) の2頁目に表示します。

PG番号	プログラム名	HD-VER	備 考
500 510	相続税申告書A " B	V-2.30	平成30年改正に対応しました。 ・第1表／第4表の2／第15表／修正第1表 様式変更対応 ・第8表／第13表／第14表 印刷文字変更対応
530 540	WP版相続税申告書A WP版相続税申告書B	V-2.30	
550	財産評価	V-2.90	平成30年改正に対応しました。 【 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 】 ・第1表／第2表 様式変更対応 ・「奥行価格補正率表」改正対応 ・「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート追加 【 取引相場のない株式の評価明細書 】 新株予約権付社債が「株式及び出資」に加わったことによる、「株式等」の表記変更に対応
1230	分析試算表	V-1.03	「前期比較経営分析表」の集計に仕掛品を加え、機能更新しました

《 以下の申告書の変更に対応しました 》

第1表、第1表(続)、第4表の2、第8表、第13表、第14表、第15表、第15表(続)
修正第1表、修正第1表(続)

● 第1表、第1表(続)、修正第1表、修正第1表(続)

変更になりました。

第4表の2の様式変更に伴い、
[12]欄の項目表示が変更となりました。

「特例株式等納税猶予税額[25]」が追加となりました。

計	株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	24	00	00
の	特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	25	00	00
計	山林納税猶予税額 (第8の3表2B)	26	00	00
算	医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	27	00	00
申	申告期限までに 納付すべき税額 (22-24-25)	28	00	00
還	還付される税額 (25-26-27)	29		

● 第4表の2

前々々年分が前年分・前々年分と同じ様式になり、「特例贈与財産」の項目が増えました。

相続開始の年	贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署
前々々年分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合			
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑰	円	円
	⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑱		
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「2」参照)	⑲		
	控除を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (⑱×⑲÷⑰)	⑳		
平成27年分	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合			
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税の配偶者控除後の金額)	㉑	円	円
	㉑のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	㉒		
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「3」参照)	㉓		
	控除を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (㉓×㉒÷㉑)	㉔		
	暦年課税分の贈与税額控除額計 (⑰+⑱+㉑+㉒+㉓+㉔)	㉕	円	円

(注) 各人の㉕欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額⑫」欄に転記します。

● 第8表、第13表、第14表

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の②の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第8表④×2割加算率)	②		
税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の③+④)の金額)	③		
第3表⑥の各農業 相続人の算出税額	④		
前記税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第3表⑥×2割加算率)	⑤		
(②)-(④)+(⑤)の 金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満を切り捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除、非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除若しくは医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける場合は、第8表の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に転記します。

注記の番号等が変更となりました。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細
この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかららないものの明細を記入します。

種類	細目	所在場所等	数	単価	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
					円	
第14表						
合計						

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細
私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の中告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしたので、租税特別措置法第70条第4項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したもので、租税特別措置法第70条第5項の規定の適用を受けます。
- 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附した財産の明細 | 公益法人等の所在地・名称 | 寄附(支出)した額

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名 (各人の合計)				
負担することが確定した債務	①	円	円	円
負担することが確定していない債務	②			
計(①+②)	③			
負担することが確定した葬式費用	④			
負担することが確定していない葬式費用	⑤			
計(④+⑤)	⑥			
合計(③+⑥)	⑦			

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑭、⑯及び⑰欄にそれぞれ転記します。

選択項目(3)内のカッコ書きがなくなりました。

● 第15表、第15表(続)

「被相続人」欄が左に移動しました。

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)

		被相続人	F D 3 5 3 7
種類	細目	各人の合計	
		被相続人	(氏名)
※	整理番号		
土地(土地の占有権をのみ承継)	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑦	
	農業投資価額による価額	⑧	
	家屋、構築物	⑨	
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪	

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

変更になりました。

「特例株式等納税猶予対象の株式等の価額[33][34]」が追加となりました。

⑬のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	⑬		
⑭のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	⑭		
⑬のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	⑮		
⑭のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	⑯		
債務	⑰		
葬式費用	⑱		
等合計(⑮+⑱)	⑲		

《平成30年改正により、以下の表に対応しました》

『土地及び土地の上に存する権利の評価明細書』、及び『取引相場のない株式の評価明細書』の各表

● 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

「広大地の評価」が廃止、「地積規模の大きな宅地の評価」新設となり、(第1表)(第2表)の様式が変更になりました。

メ	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) $\frac{m \times n}{m^2 - n^2} = \frac{m}{n} \times \frac{n^2}{m^2 - n^2} = \frac{n}{m} \times \frac{m^2}{m^2 - n^2} = \frac{n}{m} \times \frac{1}{1 - (\frac{n}{m})^2} = \frac{n}{m} \times \frac{1}{1 - (\frac{n}{m})^2} \times 100\%$ (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) [不整形地補正率] (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = 0. (①) (半、0.6を限度とする。)]		F
	6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※ 円 × 0. (1㎡当たりの価額) 円		
ト	※規模格差補正率の計算 (地積(㉔)) (㉕) (㉖) (地積(㉔)) (小数点以下2位未満切捨て) $\left\{ \left(\frac{m^2 \times (㉕)}{n^2} + (㉖) \right) \div \frac{(㉔)}{n^2} \right\} \times 0.8 = 0.$		G
	7 無道路地 (F又はGのうち該当するもの) (※) (1㎡当たりの価額) 円		

「6 地積規模の大きな宅地の評価」が追加となりました。

⑨ 規模格差補正率を算定する際の表

イ 三大都市圏に所在する宅地

地区区分 記号	普通商業・併用住宅 普通住宅	
	㉔	㉕
500以上1,000未満	0.95	25
1,000 " 3,000 "	0.90	75
3,000 " 5,000 "	0.85	225
5,000 "	0.80	475

ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分 記号	普通商業・併用住宅 普通住宅	
	㉔	㉕
1,000以上3,000未満	0.90	100
3,000 " 5,000 "	0.85	250
5,000 "	0.80	500

「規模格差補正率を算定する際の表」をプログラム内に追加しました。

⑩ 奥行価格補正率表

地区区分	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 " 10 "	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 " 12 "	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 " 14 "	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 " 16 "	0.92	1.00				0.98	0.98
16 " 20 "	0.93					0.99	0.99
20 " 24 "	0.94					1.00	1.00
24 " 28 "	0.95						
28 " 32 "	0.96		0.98		0.97		
32 " 36 "	0.97		0.96	0.97	0.95		
36 " 40 "	0.98		0.94	0.95	0.92		
40 " 44 "	0.99		0.92	0.93	0.91		
44 " 48 "	1.00		0.90	0.91	0.90		
48 " 52 "		0.99	0.88	0.89	0.89		
52 " 56 "		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 " 60 "		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 " 64 "		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 " 68 "		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 " 72 "		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 " 76 "		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 " 80 "		0.92	0.81	0.82			
80 " 84 "		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 " 88 "		0.88		0.80			
88 " 92 "		0.86			0.81	0.90	
92 " 96 "	0.99	0.84					
96 " 100 "	0.97	0.82					
100 "	0.95	0.80			0.80		

「奥行価格補正率表」

普通商業・併用住宅地区
普通住宅地区

補正率が一部変更
になりました。

「広大地の評価」が廃止となりました。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）			
セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額)	(被寄附地積)	(自用地の評価額)
	円 - (円 × $\frac{m^2}{(総地積)} \times 0.7$	円 M
都市計画道路区域にあり宅地の評価額	(自用地の評価額) × 0. (補正率)		円 N
大規模工場	○ 大規模工場用地等 (正面路線価)	円 × (地積) m ² × (地積が20万m ² 以上の場合は0.95)	円 O

(第2表)

(平成三十年分以降降用)

「地積規模の大きな宅地の評価」の新設に伴い、「適用要件チェックシート」も作成・印刷ができるよう新規追加しました。

財産評価・メニュー/dev/pts/11)

平成30年度 財産評価プログラム
ユーザーID ... 1
年 度 ... 平成30
ユーザー名 ... 立川 太郎
入力用紙選択 (1ページ)

【基本情報登録】

10: 【個人情報登録】

【土地等の評価明細書】

11: 【土地・土地の権利】

12: 【市街地農地等】

13: 【土地・倍率方式】

14: 【土地等(フリー)】

15: 【地積規模大宅地適用チェックシート】

【有価証券の評価明細書】

21: 【取引相場のない株式】

22: 【上場株式の評価】

23: 【店頭銘柄他の評価】

24: 【国税局長指定評価】

用紙番号 ...

15【地積規模大宅地適用チェックシート】0001 (dev/pts/2)

「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート

※区分[1]の場合に表名が緑色のサブミットになります。緑色の表のみ、入出力が可能です。

区分には、[1]使用する [2]使用しないの番号を入力して下さい。選択No. ... []

区分	表 名
1	[1] 適用要件チェックシート
2	[2] 適用要件チェックシート
2	[3] 適用要件チェックシート
2	[4] 適用要件チェックシート

sa901:【適用要件チェックシート(1)】0001 (dev/pts/3)

(平成30年1月1日以降降用) 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート

- 評価の対象となる宅地等が、路線価地帯にある場合はA表を、倍率地帯にある場合はA表及びB表をご使用ください。
- 「確認結果」欄の全てが「はい」の場合にのみ、「地積規模の大きな宅地の評価」を適用して評価することになります。

[1]土地 [14]土地(フリー) プレビュー 印刷

土地No.	宅地等の所在地番	地 種	地 積	所有者	住所(所在地)	氏 名(法人名)	評価方式	被相続人	氏 名	相続開始日又は受贈日	年 月 日
			m ²				<input type="radio"/> 路線価 (A表で判定) <input type="radio"/> 倍率 (A表及びB表で判定)				

【A表】

項 目	確認内容(適用要件)	確認結果
面 積	○ 評価の対象となる宅地等(※2)は、次に掲げる面積を有していますか。 [1] 三大都市圏に所在する宅地については、500m ² 以上 [2] 上記以外の地域に所在する宅地については、1,000m ² 以上	○はい ○いいえ
地区区分	○ 評価の対象となる宅地等は、路線価図上、次に掲げる地区のいずれかに所在しますか。 [1] 普通住宅地区 [2] 普通商業・併用住宅地区	○はい ○いいえ

4:抹消 5:終了 7:演算

操作方法につきましては、取扱説明書P26-1・26-2をご参照下さい。

● 取引相場のない株式の評価明細書

第1表～第8表 各明細書右欄外の表示が、「平成三十年一月一日以降降用」になりました。

第2表・第5表・第6表・第7表・第8表

新株予約権付社債を「株式及び出資」に加えることとなり、今まで『株式』または『株式及び出資』だった表示が、『株式等』に変更となりました。